

令和5年度第2回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 議事録(要旨)

日時 令和5年10月5日(木)

午後1時30分～

場所 大磯町保健センター2階研修室

議題

- (1) 大磯町障がい者福祉計画素案について
- (2) その他

資料

- ・大磯町障がい者福祉計画(第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)素案

【議事要旨】

議題

- (1) 大磯町障がい者福祉計画素案について

事務局：資料に基づき説明

委員長：どこにポイントを置いてというようなことや、全体の概要を見渡したうえで、なかなか整理や論点を絞りにくいが、冒頭で話のあった、就労に関して、あるいは地域生活への支援、インクルーシブ、それから通学に関しての支援、相談についてといったポイントに対し、指針見直しの主な事項として、3ページから5ページにわたって報告がわたっている。皆様のご意見やご質問をいただくが、どのような切り口でも構いません。忌憚のないご意見を、いろんな角度からいただけるとありがたい。いかがか。

事務局：事務局のほうで、前回と変更した点を具体的に皆さんにお伝えできるところはしたい。前回は、身体障害者手帳所持者数の現状ということで、素案14ページをご覧ください。下の段に、今までは、手帳の等級のみ出していたところだが、今回は年齢の区分も出し、計画に載せた。ここについては、身体障害者手帳をお持ちの方の約8割が65歳以上であるということが、これで見取れると思う。また、16ページの療育手帳所持者数の現状というところだが、全体で316名いるが、ここも年齢で区切らせていただいた。ここでいう65歳以上で手帳を持っている方が、療育手帳でいうと一番少ないという現状がある。0歳から17歳、ここは児童発達支援ですとか放課後等デイサービス、サービスの引き受け手の量が増えてきているところ。あとは第4章になるが、61ページの上の段、主な取り組みというところ、「住まいの確保・整備」、主な取り組みの中の4番目、「障がい者グループホームの家賃助成【新規】」と書かせていただいた。先ほど説明した、グループホームの入居にかかる家賃の負担軽減ということで、令和5年度からこの制度を創設し、計画に新たに拡充したというところ。また、その下の段の「移動支援の充実」というところで、一番上のところ、拡充だが、今まで半額助成とさせていただいていた部分を、令和5年度4月から全額

という形で交通費の支援をしているということで、ここを拡充とした。また、3番目の「障がい児者の通学等支援」ということでお話ししました移動支援において、通学等にかかるサービスの目的で使う時については、期間限定的で大磯町で対応していた。この移動支援というサービスは、利用者と一緒にいる場合が支援の算定になるというのが大前提のサービスになる。なので学校に行く時にお家から学校までは支援は入りますが、学校に送り届け後の事業者の拘束にかかるお金について、学校から自分の事業所に戻るまでの拘束時間における費用については保護者の自費ということで、それぞれの家庭が負担していた。その自費分において町のほうで補助するという制度を創設した。また、70ページをご覧ください。「スポーツ・文化活動への参加」というところで、「障害者スポーツの普及啓発」を新規で入れた。前回の策定委員会の時にも、そういった障がいをお持ちの方の声をもう少し聴けないかというお話もあったので、こちらについては、今パラスポーツの団体ですとか、パラスポーツの当事者の方と話す日程調整をされていて、そちらの方との話し合いもこの計画に反映できたらと考えている。73ページをご覧ください。「障がいへの理解と交流」というところで、主な取り組みの一番上の部分、「インクルーシブ教育の推進」ということで、新規で入れた。こちらは前回も、委員から大磯町については昔から共生社会や、そういった中でインクルーシブ教育をやっていたという現状があると話があったのを踏まえ、新たに追加した。大磯町としては引き続きこの部分を支援できるように、学校教育とも連携しながら推進していきたいと考えている。また、74ページで、「地域ぐるみのネットワークの整備」というところで、主な取り組みの2番目で、「重層的支援体制の整備」ということで新規で載せさせていただいている。こちらは地域福祉計画にも載っている重層的支援の体制というところで、これまで各制度でぶつ切りになっていたところを、重層的支援としてみんなで協力して複雑化、複合化した課題について連携して対応していく。ここに関しては障害福祉のほうも、本当に日々感じていることである。実際に相談に入らな中で、本人がなかなか地域で課題として挙げてこなかったが相談に来たことで、ふたを開けてみると、その家庭背景に問題があって、本人の問題と家族の問題と、また切り離して考えなければいけない問題、ただ切り離したいけれどもなかなか切り離せる問題ではないというところで、各制度とか分野をまたいでの連携が必要となってくるということを痛感している。この辺りが、新たに前回の計画から拡充させていただいたところ。皆様にもご意見を伺いたいと思う。

委員長：ありがとうございます。おそらく計画としては、国のほうである程度整理されているものだったり、そういったものをベースに概ね網羅されているものだろうと思うが、ここで意見交換するところでは、やはり具体的にどうなんだというところでなかなかわからないポイントがけっこうたくさんあるような気がする。そんなところから糸口を、皆さん忌憚なく、ご意見をいただければいいと思う。今事務局から説明のあったポイントでもいいですし、その前に業者の方から確認していただいたところでもいいかと思うが、例えば、79ページ、先ほど冒頭で説明いただいた(3)の「強度行動障害への支援体制整備」というものが新たに加わったというようなことがあります。これは具体的にはどんなことを

指しているものなのか。どんなイメージか。強度行動障害への支援ということについては、既にいろんなところで取り組みがあらうかと思う。大変重たい障害で、なかなか糸口がつかめないような、例えば自分のことを、とことん傷つけてしまったりするような方がいるが、そういった方々を強度行動障害と呼ぶ。この支援体制の支援を地域生活支援拠点の中でやるというところですが、具体的にはどんなことですか。

事務局：従前から、強度行動障害の方への支援は、それぞれに取り組まれている部分もあった。改めて今回、指針の中でこういう項目が明文化されたという経緯がある。それはやはり、これまで障がい福祉計画を推進していく中で、よりこの強度行動障害の方への支援というところが重要事項としてクローズアップされてきたという経緯がある。このひとつ前の第6期では、医療的ケア児への支援というところが注目されて、新たに項目として示されたところ。そうやって期を進んでいくなかで、あまりこれまで計画の中でそんなに大きくクローズアップされることがなかったきめ細かい支援というところが充実してきているという流れにある。そういうところを受けて、実際に支援を必要とする人がどれくらいいるかというところはあるが、例えば、地域生活支援拠点等を中心とした支援体制の中で、今後も強度行動障害を持った人への支援などを検討したり、より充実を図っていく、そういったところを着実に進めるためにこの計画に位置付けられたというところもあるので、今後この拠点などを中心とした展開をしていくなかで、そういった強度行動障害の方への支援ということもしっかりと視点に入れながら取り組みを進めて行くという形になっている。

委員長：ありがとうございます。なかなかイメージが、国が示してというのがわからない部分なのかなと思いますが、今話があったこの前のところでは医療的ケア児については重点項目として挙がっていたということで考えると、医療的ケアについては医療的コーディネーターというのが新たに配置されるような流れが出てきているところ。大磯町でも先ほど説明があったが、その配置をしたということ。この強度行動障害についても、やはり何か専門的な知識や役割を持つ人を新たに配置するような流れが出てくるのかもしれない。そんな感じなのかなと思う。説明いただいたポイントで、それ以外でも結構ですが、これってどういうことだというようなことでも結構なので、意見、質問をお願いしたい。

委員：私もこの仕事をずっと長くしていながらよくわかっていないところもあって、恥ずかしながら教えていただきたいということも含めてお伺いする。先ほど説明をいただいた中で、地域活動支援センターの事業については、一昨年までやられていた事業所があって、辞退をされたので今は設置をされていないというお話だった。そこをそれまで使っていた方とか、それ以外の方でも、近隣の市町の地域活動支援センターを利用しているという話があったが、それは市町に必置ではないのかと思いながら、そういう場を作る事業として位置づけられているものであれば、地域活動支援センターとはどんな事業ができるのかというところを少し柔軟に考えて、そういう場所として事業が行える状況になっていくのであれば、

様々な障がいの方が地域で暮らす場として、ひとつの大きな意味を持っていくのではないかなと思ったのがひとつ。あと、就労のほうのところ、80ページのところにあると思うが、今、国でも、障がいのある方でもどんどん地域に参画していったって働ける方は働いていきましようという流れがあって、それに則って目標値なども作られていると思うが、今大磯町の中には就労移行支援事業所というのはないのですが、そういうふうに通っておられる方へ支援をしてくれる事業所に対しての行政としての制度になっているのかわからない。最後に、これが一番わかりやすいと僕を感じるもので、実はグループホームを含めて、在宅で暮らしていらっしゃる障がいのある方、特に私は知的障がいの方との付き合いが長いので感じるが、普段は問題ないが体の調子が悪くなったり、持病を持っていて継続的に病院にかからなければいけないといった時に、サポートする方を付けて受診するというサービスや制度が今はないのではないかと思う。何らかの理由があって病院まで行かれない方に、病院まで行くサポートをするサービスはあると思うけど、同行はしてもらえられど病室に入ってきちんとご本人の病状を伝えて、先生の言っていることを理解するために一緒に入ってもらって話を聞いたりすることができるという仕組み、そういうヘルパーが付いてくださる方がいるという事業は今あるか。

事務局：まず、地域活動支援センターのお話から説明させていただく。この地域活動支援センターというところは、障がいをお持ちの方が通所していただく事業所になるが、地域生活支援事業という、いわゆる市町村の事業になります。これは必須事業です。必須事業なんです、県内でも設置していない市町村は非常に多く、特に西の方に関しては非常に多くある。必須事業ですが設置してなくて何かペナルティがあるということでもないということだが、一応地域生活支援事業の必須事業としては位置づけられている。大磯町としては、確か平成24年から、これを町内の法人にお願いしていたようなところになる。実際令和3年度で廃止した経緯としては、人材不足が背景にあると思う。一方で、利用者がなかなか集まらないということもあった。ただ、そこで通っていた利用者さんが居場所がなくなってしまったのかということそうではなくて、そこに通っていた方たちが今も他の地域活動支援センターに通ったり、またサービスを利用しなくてもよくなった方もいる。もちろん就労された方もいるが、実際この地域活動支援センターというのはどちらかというところに近いようなところで、なかなか通所して作業をするということも難しかったりする方が通われていることも多い。まずは、家にいるのではなくて、どこか外に出る、自分の居場所を作るといったような機能が多いということである。この地域活動支援センターは、相談ということセットにしている。地域活動支援センターに通う方の相談を受けていくという所にはなっているので、そこで相談をしながら、その方が次のステップに行けるような形で相談をしていくということになっている。あと80ページの、就労移行支援で、就労移行支援の事業所というのは大磯町にはない状況。ただ就労支援をさせていただいている事業所は大磯町にも、かたつむりさんをはじめ、ソーシャルファームさん、素心さんという形である。この就労移行支援の事業所ですが、実際大磯町の方で就労移行支援を利用したいとなった時に、一番近くで平塚市になる。平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、だいた

いこのあたりで皆さん通所していくのが、実際に通われる方の傾向として、今まで仕事をしていて、精神的に病んでしまった、そこで精神通院をされている方や、なかなか仕事への復帰が難しく仕事を辞めてしまった後に、また社会復帰を目指してサービスを受けたいという相談が一番多くある。その中には、手帳も、いわゆる精神通院もしていないけれども通いたいという方も来たりはする。ただ実際には、やはり障害福祉サービスになるので、そういった手帳を持っていたり、精神通院していると自立支援医療の精神通院という受給者証があれば、ここに通っていくことはできるというところ。実際に通った人がどうなっていくかというところですが、この就労移行支援の事業所は有期限で、2年間。この2年間のうちに就労支援していくことを目標としている。この2年間の中で、やっている内容としては、一般就労をうけるにあたって面接の練習とか、コミュニケーションの練習とか、パソコンのスキルの練習とか、そういったところを中心に事業所が個々のケースに応じてサービスを提供しているという状況。大磯町から今、就労移行支援を利用されているがおそらく5名か10名ぐらいの範囲の中にいると思う。実際これまでの統計を大磯町で取ったときに、だいたい通ったかたの3分の1が就労に結びついている。残りの3分の1が障害福祉サービス、いわゆる他の就労支援のサービスにつながった、就労継続支援B型とかA型というところにつながった形。残りのサービスに結びつかなかった方が3分の1ほどいる。最後、通院の同行支援。これは居宅介護という中の通院等介助という、いわゆるヘルパーを利用し通院をする制度はある。通常、病院に行くと、病院の中までは介助はできない。これは介護保険法などにもよくあるが、病院の中は病院の看護師や病院の中の人に介助してもらうのが原則ですが、障がいのサービスとしては、支援をつけるのはそこまで厳しくないような状況もある。あとはヘルパーが、障がい特性の中で、本人に説明してもなかなか難しい方もいるので、ヘルパーと一緒に医者話を聞いていただき、それをご家庭に伝えていただくということは可能で、現在もやっていたりしているという現状。

委員：ありがとうございます。最後のことについては、すいません、僕も理解していなかったのですが、要は、一緒について行ってくれるよというヘルパーさんをいかに確保するかということになるわけですかね。ありがとうございます。あと、就労移行の事業所、表で言うと、国の基本指針にはこう書いてあって、うちとしての設定も国の指針に準じるということで、目標値が50%と書いてあるのは、要はそれぞれの就労移行支援事業所の利用している人の5割以上が就労に移行できたという事業所の割合を50%にしていくために大磯町からそういう意向がある人については支援をしていきますという解釈で合っていますか。

事務局：先ほど話した、3分の1は就労に結びついたという、これはたぶん33.3%になると思うが、それを50%に引き上げていくというところは、各事業所の目標値で、それが全体でも5割以上の事業所という目標値となる。そのパーセンテージを今ここで出しているところだが、実際ここに向けて大磯町がどういう形で支援したりサポートしたりして50%に持っていくかというのは、目標値を定めた中でも取り組んでいく内容を考えていかなければい

けないかなと思う。実際に事業所がやっていただいでいく事業の中で、町のほうで何ができると50%に近づいていくかという、そのへんは少し精査しないといけないかなと思っている。

委員：ありがとうございます。

委員長：ほかに。

委員：60 ページの主な取り組みに関して、「移動支援事業の充実」ということで、通学等の支援を地域で広げてくださるというのが私にはありがたいが、その上のほうに書いてあるガイドヘルプサービスについてですが、前回もお願いしたと思うのですが、ガイドヘルプサービスがなければ障がい児の通学支援というのも実態としてはとても難しく、今ガイドヘルプサービスはこの前にも申し上げたが市町村事業となっていて、今の制度、今の体制ですとなかなか事業が成り立たない、集まらないという現状。私たちは、私の息子も含め、もっと若い方たちも、本当にヘルパーがいないという中で、一番の苦勞となっている。町のほうで申請すると出していただいているが、具体的にこういうふうにしようということはあるのか。

事務局：移動支援事業ですが、一人で外出が困難な方ですとか、社会生活上不可欠な外出というところをこの移動支援事業で支援させていただいているというのが現状。ここにつきましては、この移動支援事業単独で支援することはできないことになっている。この移動支援事業を展開するには、居宅介護といういわゆるホームヘルプサービスを事業としてやっている事業所が、新たな展開として移動支援事業ができますよというサービスになっている。実際にこの移動支援事業は先ほど委員からも話があったが、本当に人手不足、いわゆる人材不足というのが、これはもうこのサービスだからというよりは福祉業界全体でかなり人材不足が広まっているという状況。実際には町内にあった移動支援の事業所が少し休止されたりとか、廃止になったりというところがあり、移動支援を利用したいとなっても、他の市町から事業所のヘルパーを派遣するということになっている。ただこの事業所も移動支援事業だけをやっているわけではないので、その事業の間を縫って移動支援のサービスをうまく組み立ててやり繰りさせていただいているという状況。一方でその事業をするにあたっての運営費は、いわゆるサービス料でこの移動支援サービスの人件費に充てていただいているというところなのですが、この話が前回出たときも、私のほうで湘南西部障害保健福祉圏域というのがあるのですが、平塚、秦野、伊勢原、二宮、大磯、このあたりの移動支援の単価を見比べてみたんですね。その中ではこの湘南西部の中でそんなに悪くはないんですね、悪くはないけれどじゃあなんでここがなかなか難しいかということ、やはり背景にはそういった人材不足ということがある中で、町としては福祉的人材の確保というところをどのような形で支援したりサポートしたりできるかということが今後の課題になってくるかと考えている。

委員：ありがとうございます。具体的に、こういうこともできるとか、私たちも考えたいと思うのでぜひよろしくお願いいたします。それともう一つ、73ページのインクルーシブ教育のことですが、ぜひインクルーシブ教育の推進というところで、今の小中学校の合理的配慮というのは、私たちは知的なので、知的の子どもたちのことを基準に考えるのですが、ぜひ積極的に身体障害の方の今まで階段の問題とかで通学することができない方もいらっしゃると思うので、そういった方たちにもどんどん門戸を広げるように、合理的配慮を進めていっていただきたいと思う。それともう一つ、次の、障害福祉センターで障害者の活動を支援するというところに関連してですが、障害福祉センターだけではなく、今後町の庁舎も新しくなるということで、新しい庁舎の場で積極的に交流するスペースとかそういう仕掛けをぜひ考えていただきたいと思う。

事務局：ありがとうございます。今仰ったように、障害福祉センターの次の使い方として、障がいをお持ちの方と地域の方が交流できる場所として、今整備を進めている状況。一方で本庁舎の建て替えという話が今委員さんのほうからありましたが、現庁舎では、作業所等連絡会が障がいをお持ちの方が作ったパンを本庁舎の1階で販売しているということ、町のほうでも協力させていただいてる。今後そのような形で本庁舎が建て替えになった時も、障がい福祉の担当課としては、交流できるような形で支援を考えていきたいと考えている。

委員長：はい、お願いいたします。

委員：まずは、補助金のような支援は継続していただければと思う。また、インクルーシブということにつきましては、やはり学校だけでは、なかなか成果はどうなのかという不安がある。というのはやはり人権教育もとても大切になってくると思うので、こういうことについては、町の人権擁護委員の支援をしていただけるのかなという点。私がこれからお話するのはだいたい98ページあたりから詳細にかけて最後までだと思うが、まずは、現在いろいろな形で人材不足が問題とされていると思う。それはどういうことで起きるのか考えてみたが、人が育たないという負のスパイラルが日本の中で起きているのではないかと思う。ということは、子どもが育たないということは、次世代に人材がどんどん少なくなっていくということだと思う。次世代を担っていく人たちがどんどん減っていくのではないかと不安になっている。ということで、現在は、新聞などにも出ているが、不登校の子どもたちが今29万人もいる。29万人もいる中で、専門の相談を受けている子どもたちは6割になるかならないかという。ということは、家で一生懸命悩んで悩んで学校にも行けずにいるということを知っていただきたいと思う。そしていじめの認知件数でも68万件以上になっている、それは昨年度の数字。あと小中高生の自殺数は411、確認されただけの数字。こんなにも次世代を担う子どもたちが世の中に出て行けないのかなと思うと、とても辛くなってしまう。あと、その中でどうしてこういう子どもたちがここまで苦しめられてしまうのかなということも考えたが、やはり子どもたちの置かれている立場、環境がとて

も良くない状況にあるのかなと思った。あとは子育てをする保護者の孤独や貧困、精神状態の悪化が著しくなっているのかなど。そしてそういう状態になっても支援者の不足、それは幼少期からになるのですが、教師の不足、医師の不足、専門相談窓口の人員不足、ということで、どんなにたくさんの次世代を担う子どもたちが悩み苦しんでいても、支援する体制がとても少ないのではないかと私は思っている。ということで、どうにかこの障がい者福祉計画の素案が今私たちの手元にあります、その中にはアンケートがありまして、そのアンケートがどういうことになされているのかということも疑問視していますが、アンケートをどうにか生かせるような形で素案を作っていたらと思う。私の頭の中でもどういう素案が良いかわからない状態ではありますが、次世代までのこと、長いスパンで計画を立てていただけたらと思う。あともう一つ、支援を受けたい人たちがたくさんいるが、なかなか支援を受けられない状態、これはどうしてなのでしょうかと。アンケートその他から見ても、情報を知らないと言う声がたくさんあったように思う。ということで、支援サービスが悩んでいる人たちに直接届くような情報提供、今は大磯町の広報その他でお知らせしていると思う。または支援施設に行き初めて、職員にこういうところがあるよと教えてもらう方もいるそう。ですので、人間を育てるための計画をどうにか結びつける、子どもを育てるための福祉に重点を置いていただきたい、また現状で苦しんでいる人たちの支援も合わせてやっていただけたらと思う。とりとめのない話だが、意見としてあげさせていただく。

事務局：ありがとうございます。今の話の中で、私たちの感じたところとしては、やはり相談支援体制というところが今後課題になってくるかなと思います。そういった中で、不登校の支援やいじめの問題、これが障がいに起因するものであれば、そこは私たちも含めて、障がい福祉として関わっていく必要があるかなと感じている。そういう個別のケースに関しては、実際は学校教育とか、学校の中でケース会議を開催していただいて、その中に私たちの相談員が同行させていただき、福祉としてそういう子をどうやったら学校に繋がれるか、課題を解消できるか、ということは今一緒に考えている現状もある。

事務局：今支援の問題いろいろお話がありましたが、確かに専門職も必要。ただ地域共生社会ということで、地域ぐるみの協力や支援体制も必要なもので、当事者間や地域をひっくるめて地域ぐるみでいろんな取り組みを模索していかなければいけないかなと考えている。

委員長：よろしいでしょうか。

委員：この資料の25ページから51ページのアンケートが載っている。今の事務局の話の中で共助という言葉が出たが、実は私は傾聴ボランティアの代表をさせていただいているが、今コロナの案件で傾聴に行けていない、計画の中にボランティアのことを取り込むべきではないかと探していました。ボランティアが出てくるのは資料の47ページに「相談相手」というところだが、この中にボランティアは0になっている。もう一つ出てくるのは58ペ

ージに「障害福祉施策を充実させるために必要なこと」の中の下の方に、「ボランティア等の育成の充実」が 3.4%というのが出てきた。障がい者福祉計画を進めるにあたって、もっとボランティアをうたっていくべきではないかと思ったが、町のお考えとしてはどうですか。

事務局：委員が仰った 58 ページの一番下のところに、「自主グループ・ボランティアグループの支援」と記載させていただいております。大磯町にある障がいをお持ちのご家族とか自主グループ、ボランティアグループの支援は町としてもしていくということでこの計画には載せている。このところで福祉課というのがありますが、町社会福祉協議会とも連携して、今ボランティアの窓口の育成も含めてやっているのです、町の社会福祉協議会と一緒に、どういことをしたらボランティアが増えて行くのかとか、どういったボランティアが必要なのかとか、そういったことを、この計画に載せている以上は推進していきたいと考えている。

委員長：はい。

委員：ただいまの議論と被るところがございまして、意見と言いますか教えていただきたいというところが、民生委員、児童委員との連携というような言葉が、74 ページの主な取り組みの欄にある。地域の身近な相談相手である民生委員、児童委員との連携強化ということ。当事者としても当然このような方向で委員の方々は皆さん思っているが、実際 47 ページの先ほどの話にありましたグラフですが、ここで見るとボランティアの 0%ほどではないにしても、民生委員児童委員の実績って 1.1%。非常に小さい。私も障がいに対する専門家ではないので、民生委員児童委員というのは一種のボランティア活動ですが、どういった具体的な取り組みができるかというのは模索している段階。これに対してアドバイスとか、研修も含めて、具体的にこんなことをやっていただけるとどうですかというような勉強の場を作っていただけるとありがたいと思う。

委員長：今の話につきましては、別の役割の部分から話しますが、地域の協議会の企画で、このあと声をかけさせていただき実施する予定ですので、協力いただき、ぜひ行いたいと思っている。よろしくお願いします。

事務局：事務局のほうから、先ほど 47 ページのところ、相談相手というところでやはり家族や親せきというのが圧倒的に多い。実際、ご本人からなかなか直接、町とか関係機関に相談しに行くというのはハードルが高いと思うが、そういったご家族の方たちの相談相手、相談先として、民生委員はじめ町も含めて、そういう方たちに繋がる形が取れるとより一層連携強化できるかなと思いますので、当事者だけでなく、その方を含むご家族の方とかのつなぎ役としても民生委員と協力していけたらと考えている。

委員：ただいまの相談相手の関係ですが、精神障害などを患っている患者の家族は、なかなか相談にも出られないということもあって、家族が本人より相談を受けるが、専門的な知識がなく相談を受けてしまうと、間違った回答をしてしまい、より一層精神障害を急増させてしまうということが多々見られ、大変なことになってしまうということがある。家族が孤立してしまうという現象が本当にたくさん見受けられるので、何かの形で、広報的なもので家族に対して相談窓口があるという広報活動も町としてやっていただきたいと思う。私が見ている中では精神的なものです、家族が疲弊してしまう。そしてとてもつらい、聞きたくないような話ですが、いろんな事件も起きてしまう。そういうことに繋がっていくこともありますので、やはり相談ということから物事は始まっていくと思いますので、そういう窓口をきちんとした形で設置していただいて、精神で悩んでいる人たちの救いになるような形で結びついていけるように、そういうものを作っていただきたいと思う。

事務局：ありがとうございます。今仰った、作ってほしいというお話で、これは町の普及啓発の問題でもあると思うが、今現在はそういった窓口はあります。実際に私どもがいる障害福祉センターに障がい福祉係がありますが、そこで町の総合相談をやっています。それは三障がいを対象として、精神の方も知的の方も身体の方も、障がいに関係する相談をすべて町で受けている状況。更にそこに町で基幹相談支援センターとして町内の社会福祉法人に委託して一緒に相談を受けていただいている状態。その中では、今仰ったようにご家族からの相談もかなり多くあったり、本人には内緒で相談に来ましたというお話もたくさんある。そういった中で私たちも何ができるかということと一緒に考えながら、その方にとってサービス提供だけがゴールではないと思う。話を聞く中で、ゴールはどこに目標設定をしていけばいいのか、その方や家族の背景にもいろんな課題や問題があるので、例えば医療のほう、病院なども連携しながら、課題解決に向けて一緒に相談に乗っていただけるとは思っているので、引き続き普及啓発を町としては積極的にやっていきたいと考えている。

委員長：お願いします。

委員：まず障がい者だけではなくて、一般的に災害というテーマはあると思うが、39 ページにアンケート結果が出ていて、避難行動要支援者登録申請というところで、まず知らないと言う方が圧倒的に70%ぐらいあるという結果が出て少しびっくりしたが、その一方で「登録したくない」という方もウのところで60%近くあるので、なかなかこれだけでは見えないかなと思うが、知らない方も多いようなので、この取り組みも必要になってくるのかなというのがひとつ。あとは災害のことに對して、三障がいあるのでいろいろな障がい特性に応じた対応が災害の時には必要になってくると思うが、75 ページの主な取り組みの中で、例えば地域の民生委員と役割分担を明確にした上で共有ということも書かれているが、現在具体的な取り組みをされているようなこともあれば教えていただきたいというのがひとつ。あと61 ページの先ほど障がい児・者の通学等支援のところで、個人契約による自費サービスを利用したということがありますが、その個人契約というのは介護タクシーとかそ

ういうことを意味しているのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

事務局：お答えします。まず一点目の避難行動要支援者への登録ですが、具体的な内容としては、今うちでさせていただいているのが手帳を新規で取得した方に対して、手帳を手渡す時にしおりと共に避難行動要支援者の登録申請書をお渡しして、この制度の説明をしまして、もし申請したいということであれば申請していただいているような状況。39 ページの一番下のところを見ていただくと、説明した中でも登録したくないと答える方も結構いる中で、精神の手帳の方に関しては、顕著に表れている状況。実際登録したくないといとお答えしていると思うが、もしかしたら身体の障がいがあるわけではないので避難する時に自分が必要ないということなのかもしれないが、実際には手帳を持っていることを他の方に知られたくないという方もたくさんいると思うので、そういうことも含めて町の手帳をお渡しする時には、皆様に一律にお話をさせていただいているという状況。現在持っている方に関しては、おそらくかなり昔の話になってきますし、こういった普及啓発は継続してやっていく必要があると思うので、そこは町のほうも、危機管理課などと連携しながら情報提供はしていきたいと考えている。もう一方の障がい児者の通学等支援のところ、自費契約ですが、もう一度説明させていただくと、まずこの移動支援のサービスを利用されるときには事業所から自宅にヘルパーがお伺いする。通学支援の場合はヘルパーと一緒に学校へ行っていただく。ここまでは支援の算定に入る。いわゆるドアツードア、普通の移動支援はいえから外出していえに帰るまでが移動支援のサービスになってくる。ただ実際には通学支援になるので、一緒に移動した先が学校になると、その方は学校に行くことになるので、いったんヘルパーは自分の事業所に帰ることになる。事業所に帰る時にヘルパーは、いわゆる公共交通機関を使って事業所に帰るまでの間、拘束される。ほかの仕事ができないので、拘束される。その部分を、このサービスを使っている本人もしくは保護者に自費契約として請求しているという事業所があった。そうするとそこに対する移動支援、通学支援なので回数にすると結構大きく増えてきますので、そういった声もありまして、自費契約にかかる部分を町のほうで一部補助しようという制度を作っている。

委員長：ほかにいかがですか。

副委員長：よろしく申し上げます。すごく大事なことだと思いますし、地域福祉計画のほうでもいわゆるワンストップでいろんなことを相談できるような場所を作るという話があって、76 ページの重層的支援体制の整備というところになってくるが、これはとても重要なことだと思う。81 ページに基幹相談支援センターというのがあり、関わりを聞こうかなと思ったが、ちょうど話の中で、重層的支援体制の中から委託という形で基幹相談支援センターを位置づけているという形になったというのがある。二点目としては、計画でも、自助、共助、公助、互助、ピアサポートという取り組みなどが注目されていて、同じ立場になる当事者同士とかこういうピアサポートなどは、ボランティアとは少し違うかもしれませんが、どうなのかと思うのもあり、家の方でケアをしていたりすると、そういうところでい

いわゆるデジタル技術といいますかチャットの形で相談できるということで相談しやすくなったりする点もあるというので、もちろん対面での相談とか人と人との関わり合いは大事ですが、ちょっと間に使うというのもひとつの有効な手段かなと思いますので、皆さんも何かお願いします。

事務局：ありがとうございます。先ほどの重層的支援体制の話と基幹相談支援センターはどう絡んでくるかというところですが、この重層的支援体制の整備というのは近年各福祉分野でうたわれているところですが、この基幹相談支援センター自体は障がい福祉の中では先ほどお伝えしたように平成24年に設置させていただいている。地域の相談のいわゆる障がいの核になっていただきたいということでこれまでも一緒にやらせていただいている。この重層的支援体制の整備をするにあたり、実際に町だけでは相談の窓口として受けきれないと思う。そうすると、基幹相談支援センターですとか一方で高齢のほうで包括支援センター、いろんな相談機関が連携して対応していかないと、この大磯町にある地域の課題解決についてはなかなか受けきれないと思う。なので町が中心となって各分野の専門的な機関と連携してこういった重層的支援体制の整備をしていけるのがいいのではないかと考えている。あと先ほどのピアサポーターの件ですが、実際には大磯町でピアサポーターとして活動している方はいないが、委員が言ったように研修を受けて、その方がピアサポーターとして活躍していくという形になるが、精神の方に関しては、県のほうで委託をしている状況。実際に精神の方のピアサポーターの方は、例えば病院に行ったりして自分の体験談、今地域にいる体験談を患者に話して、精神科で長期で入院している人が在宅の生活のイメージをつけてもらったり、地域にこんな資源があつてこういうサービスを受ければ安心して生活できるというような話をしてもらって、そんな活動をしている。あとは発達障害をお持ちの保護者などを中心に、研修を受けていただき、ペアレントトレーニングとかと一緒に参加していただき、自分の子や勉強してきた経験を皆に共有していただく。自助グループではないですが、安心して育てられる仲間を作っていくとか、自分の経験談を話しするなかで、子育てに前向きになっていくというような制度があるが、これについてはなかなか実際には、今自分の子どもを育てるのに精一杯な状況があり、そこから皆のために自分が率先してとはなかなか足が運んでいないような状況はある。実際にはそういった現状。最後にデジタル推進というところで、昨年終わりくらいからコロナの背景もあり、リモートの相談も受けられるような体制は今整備させていただいた。なので実際には対面の相談が難しいということであれば電話なりメールしていただき、町のタブレットでZOOM等により相談できる体制を整えた。

委員長：お願いします。

委員：先ほど避難行動要支援者の登録の問題が聞かれましたが、この制度を知っている人よりも知らない人のほうが圧倒的に多いとか、登録したくない人も多いという状況ですが、現況、ちょうど避難訓練がこの秋ありまして、この問題が浮上していると思う。民生委員、児童

委員もこの問題には関与しており、避難行動の支援をどなたが必要とされているか、そういった日常の状況把握は民生委員がやりやすい。普段お会いする機会が多いから。問題は、町がこれを登録しても、実際避難支援は町だけではできない。具体的に一人ひとり危機管理、危機の時に支援することは非常に難しいことなので、登録はしていても町が本当に支援できるかというところが非常に難しい。実際は町内会のいわゆる自主防災の組織、各地域の組織の人たちがそれをやろうとトライするわけです。しかしながらその人たちにはこの登録情報というのがオープンになっていない。だから、書面上の登録だけであって実際の支援体制はほとんどないみたいなもので、いわゆる危機管理と、それから福祉というのがもう少し有効な形で実際に活動可能な形の情報にしないと、なかなか進まないのではないかと、この印象を私は強く受けておまして、課題が多いなと思っている。

事務局：今の委員の話は75ページのことを指すのかなと思いますが、75ページの主な取り組みのところでもいろいろ書いてありますが、その中で避難行動要支援者の安否確認の支援体制の取り組みというのがありまして、そこは所管課としては危機管理課と福祉課という形の中で福祉課と危機管理課と連携を図って、今後調整が必要と考えている。委員が言ったように、先月末に防災訓練があり、その中で名簿、個別避難計画の策定も地域の方と協力しながら、個別避難計画が必要な人の計画を一人ひとり立てるにはどうしたらよいかというところは、今現在も勧めている状況。ただこれは確かに委員が言ったように、一人の人が何人も避難する要支援者のニーズを抱えていると、1対10人だったら10人いっぺんに助けることはできないので、そのへんの支援体制をどのようにしていけばいいかということを考えていかなければいけないと思う。要支援者の名簿については、今現在も福祉課、危機管理課、あと関係機関の消防とか警察とかありますので、そういう所に提供した中で、誰が要支援者なのかという状況は共有している。

委員長：続いてお願いします。

委員：第3章の計画の基本的な考え方というところで、52ページになるが、下段にあります基本理念「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」というスローガンは、もう少しインパクトのあるものにならないかなというところをいろいろ考えてみたが、マザーテレサの名言をもじってみた。「この世の最大の不幸は貧しさや病ではない。誰からも自分は必要とされていないことを感じる事」それから二つ目は「愛の反対は憎しみではなく、無関心です。」そして三つ目。「世界で一番恐ろしい病気は、孤独です。」というのを引っ張り出して、この中で一番何がいいかなと思って、「無関心」というのを入れてみた。そこで、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」その最後のところを「地域の中で支え合い、無関心を作らないまちづくり」というふうに私なりに考えてみたが、参考に、検討していただければと思った次第。「無関心」これがキーワード。

事務局：ありがとうございます。この基本理念というのは、毎回変えていくものではないと思うが、これに基づいてやっていくということで、今回、共生社会というのは福祉業界全体でやっていくこと、その中に「共に生きる」ということは基本理念としてやっていきたいと思っている。今委員が言ったように、無関心を作らないということはすごく大事なキーワードだと思うので、基本理念全体でというよりは、計画の中にこの「無関心を作らない」ということを溶け込ませていただいて、表現として載せさせていただくという形で考えたい。

委員長：ほかにいかがでしょうか。お願いします。

委員：先ほどから子どもたちへの支援の話があったので、67 ページ「障がい児支援の充実」というところに書かれていたと思います。5歳児検査の「年中児すこやかアンケート」を実施されるということが書かれていて、小学校での生活がスムーズに送ることができるよう相談支援を行い、学校とも連携を図ります。」というところがありました。それについてもう少し詳しく教えていただければと思う。

事務局：子育て支援課の方もいるので、お願いします。

委員：・・・

事務局：補足で話します。この5歳児の健康診査というのが、お体を直接診させていただくというものではなく、アンケートに答えていただくというものです。今具体的な内容を持ち合わせていないが、その中で、保健師や相談員、子育て支援総合センターというのが大磯町にあるが、そちらで事業をしている。その中で、小学校に上がる前の段階で気になる子や、お母さんお父さんの中で発達のところでは心配がある、あるいは何となくお友達と一緒にいる中で、自分の子どものことで気になることがあるというようなことの拾い上げをさせていただく形でアンケートを実施している。なぜ5歳児かというと、定期検診がない中で、就学時健診とはまた違った視点で、生活の中での生活のしづらさとか、幼稚園に入って集団での生活が始まっているという年齢で、小学校に上がった1年生の時の学校への溶け込みに苦労される子がここ最近増えてきている中で、5年ぐらい前になるかと思うが、この制度を始め、困り感の強いご家庭、育児の部分で、あるいはお子さんの発達の部分で困り感を吸い上げて、学校に行く前に相談につなげるという形で対応している事業になっている。

委員：ありがとうございます。平塚市も同じような事業をされていて、これと同じような形。平塚等と連携することが多いので、小学校に行くと、大磯でも小学校、中学校に行くことが多いので、こういうことをされていて、ここでスクリーニングにかかって、やはり配慮が必要ということが次の支援に繋がっていくと思う。良い取り組みだと感じる。そういうこ

と以外にも、情報の共有を丁寧にしていくことで、小学校3年生ぐらいからなりやすい子も多く出てくるかなと思うので、改めて情報の共有をさせていただくとありがたいと思う。

委員長：ほかにどうでしょうか。

委員：一つだけなのですが、ニーズがあるかはわかりませんが、77ページの地域生活移行者のところで、グループホームの家賃助成などが新たに入るといった形があったが、たぶん地域に帰ると、集団一軒家みたいな所からアパートタイプのグループホームという段階を経ていくのかなと思うが、グループホームではない普通のアパートのような所に対しても補助があると、クラブなどはわかりませんが、選択肢が増えて、集団生活に合わない方とかが利用できたりすると思うので、どうでしょうかと思った。

事務局：ありがとうございます。グループホームの体系についての話が今ありまして、一軒家タイプとかアパート型とか、グループホームによって様々なのですが、私たちが支援するなかで、グループホームの運営費の補助は一律でさせていただいている。アパート型とか一軒家型とかは特に選別はしていない状況で、実際にはグループホームを運営している事業所が、自分たちがグループホームを運営するにあたってどういう体制だったら支援しやすいとか、利用者さんをみていけるか、そういうところで運営していただいている状況。なので、アパート型ですと自立により近い方がそれぞれが個室を持っていて自立に近い生活を送られている方もたくさんいるし、一軒家のような中で個室を管理していて職員の目が届きやすいような状況で支援しているようなところもあるので、その状況はそのグループホームを運営する人の考え方の中で取り組んでいる状況。

委員：グループホームだと場所が限られたりしていて、このへんに住みたいという方がグループホームではない普通の賃貸のほうがいいなという方もいるかなと思い、そういう時に家賃補助のようなものを地域生活移行の助成をしたらいいなと思う。

事務局：今委員が言ったのが、本来グループホームで生活するんだけど場所が限られてしまうという状況がり、自分がこの地域で生活したいとなった時にグループホームがない可能性があった場合に、そこでアパート暮らしをする人に対しての補助が欲しいということですか。わかりました。そうですね、その補助というのは現在町のほうではないですが、実際には選択をするなかで、一人暮らしでいけるよという方に関しては、その一人暮らしをどうやったら支援できるかというところで一緒に支援をさせていただいている。一人暮らしができるような方に関しては、実際に課題がどこなのかということがポイントになってくるので、経済的なことが支援のポイントなのか、その人の生活の部分のポイントなのか、それによって支援の仕方が変わってくると思う。一方でやはり経済的な負担は皆さんあると思うので、そういった意見もとても参考になるので、すぐここにということよりは、地域で生活していくということも含めて、担当課でも検討はしていきたいと思う。

ありがとうございます。

委員長：ほかによろしいでしょうか。お願いします。

委員：81 ページですが、基幹相談支援センターの設置というところですが、来年度から実施されるということですが、平塚市の例を取らせていただいて申し訳ございませんが、平塚市では市職員 4 名程度で実施するということです。本当に 4 名で相談窓口が機能するのかなという心配があった。平塚市に尋ねたら、施設や病院も地域移行支援という形でやらせていただくと言っていた。大磯町では医療的ケア児のコーディネーターの配置や障害者施設のニーズに寄与できる総合的、専門的な支援ということになっているが、大磯町はどのぐらいのニーズを予定してそういう窓口を設置して機能していくのかを尋ねさせていただく。

事務局：町のほうでは、先ほどもお話したように基幹相談支援センターは平成 24 年に設置している。町の体制としては社会福祉法人に委託をしている状況なので、もう 10 年以上、基幹相談支援センターとしてやっていただいているという状況。その相談支援体制ですが、主任相談専門員と、一般の相談支援専門員さんと非常勤の方と、あとは自立支援協議会の運営とかでお願いをしているが、今回はそこに合わせて医療的コーディネーターも委託という形で基幹さんをお願いしている。実際一緒にやらせてもらっているところだが、委託先が素心会で今日も来ていただいて、古くから一緒に相談やらせてもらっているので、もしよかったら話をさせていただければ。

委員長：24 年からは基幹型ということですが、さらにその前に、前身となる大磯町の生活支援事業ということで、平成 14 年からやらせていただいている。それまで県の担当であった相談についての事務が市町に移管されたということで、その時点から、平成 14 年ですが、大磯町と一緒にやらせていただいているところ。今だいぶ増えてきたとはいえ、当時、障がい福祉に関係する事業者は少なかったので私共に声がけいただいたということだが、具体的にというと、知的障がい、精神障がい、身体障がいというふうに分野を分けてみると、更に当時から精神障がいの方や身体障がいの方に特化した事業所がこの地域にはなかったもので、今も多いとは言えないと思う。そんな中で、すべての障がいに対応するということが平成 14 年からやらせていただいている。国のほうが基幹型という事業を作ったので、それに移行したということですが、実際には平成 14 年から町と一緒にやらせていただいているということ。私共もいろいろと厳しい状況の中で、知的障がいの方の事業はずっとやってきていますが、それ以外の方々にはなかなか対応していなかった中で、平成 14 年以降は平塚保健福祉事務所や地域の病院、様々な機関と、学校もそうですし、お互い頼らざるを得ない状況でしたので、いろんな所に頼ってきた中で、現在その繋がりのようなものはネットワークとして充実していきいていると思っている。いずれにしても、大磯町は福祉支援はそんなに多いわけではないですから、いろんな所と協力しながらやっていかなければならないと考えている。

委員：いろいろ活動していただいていることは理解できました。ただ、精神の病を抱えた人たちは個々に全部症状が違うということもある。対応される方も症状に合わせた形で対応するのは本当に大変なことだと私たちもわかっているが、そこに行ってまず対応ができない時に次に繋げられるような形にさせていただけたらという意見がたくさんあって、そこに相談に行ったが、うんうんと聞くばかりで、「また何かあったら来てくださいね」と帰されてしまうという状況。とてもつらい思いをしているというご意見がとても多く寄せられていて、何か良い方法があったらなということを確認させていただいた次第。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございます。今の、たくさんお声を聞いていただいているというのは大磯町にお住まいの方で、大磯町に相談をしてそのような状況が多かったということですかね。

委員：全般的にです。保健所管轄になりますと平塚市、大磯町、二宮となりましてね、そういう地域の方々が申し出ました。

事務局：わかりました。ありがとうございます。今日せっかく平塚保健福祉事務所も来ていただいているので、もしよかったらそのへんを。

委員：相談の窓口、あくまでも窓口で相談させていただいて、相談をここで解決するというのは難しいので、そこからどうやって繋いでいくのかという、引き出しがどれぐらいあるかということだと思う。いろいろ相談のところから次へ繋がるような連携がどのぐらいできるかということになるので、相談窓口の支援も必要ですが、どれぐらい他の機関と連携ができていくのかということが重要になってくるかなと思う。相談に来ていただけないということが一番ネックになるので、あくまでも相談をしていただけるような窓口を作っていく、もしくはこちらから相談に何うとか、保健師もいろんな所に出向いていますので、そこで相談、連携はできているかなと思っている。

委員長：ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。すみません、一点だけ、こんなことも考えられないかなと思うことがあって、話をさせていただくのですが、先ほど移動支援の件で、事業所が非常に少なくてという話がありましたが、私共も含めて、うちも今年、移動支援をやる居宅介護事業部を廃止しました。人手が確保できなくて廃止をしました。ただその人手というのは移動支援をやるための人手ではなくて、居宅介護をやるための人手なんです。国の制度の中で、居宅介護の事業をやらないと移動支援はできないというところで、居宅介護の人数が揃えられないということでやめたのですが、でもやめた後でもうちには移動支援ができるスタッフはいます。おそらくおおいそ福祉会にもいる。他のところもそうかなと思う。同じように、例えば児童発達支援のセンターがありますが、このセンターも、支所とか圏域なりに一か所という目標があるが、ここではないという記載。

でも具体的には児童の発達支援をやっているところが児童発達支援センターの役割をけっこうやっているような気がしている。あるいは就労移行支援の事業がないという話があったが、就労継続支援B型、まあおおいそ福祉とか私共もそうですが、実際にそこにいる利用者の方々を就労に結びつけたケースはたくさんある。そういったことと、さらに働き手が不足しているということも並べると、何かそういう制度の仕組みを取っ払ったなかでやれると柔軟性が出てくる部分が、それで全部が解決するわけではありませんが、あるのかなと思った。この障がい者福祉計画のいろんな事業の数値の関係で、このあたり少し柔軟的にやれると、ほんの少しかもしれないが、受け入れられるサービスがあるかなと思いました。いずれにしてもこの先人手が減っていくのは明らかで、一方で福祉ニーズが増えていくの見通しとしてはっきりしているということで、その中でやっていくにはいろんな知恵を出してやっていくしかないかなと思っている。

皆様からはよろしいか。事務局からは何かあるか。

(2) その他

委員長：では議題の2のその他のところで何かございますでしょうか。

事務局：本日は長時間にわたってどうもありがとうございました。今後の予定をお話させていただく。(今後の流れについて説明)

3 閉会

委員長：長時間にわたって、始めはどうなるかなと思ったが、その後活発な意見を皆様からいただきまして、ありがとうございました。長くなってしまいましたが、これで令和5年度第2回大磯町障がい者福祉計画策定委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。